

特許権取得のためのトータルの費用(法人用)

(具体例) 請求項が3項からなる書類で特許出願した後、出願審査請求をし、拒絶理由通知を受け、拒絶理由通知に対して意見書、手続補正書を提出、その後特許査定となったため、第1年～第3年分の特許料を一時に納付する場合。3年分の特許料納付をしないと特許権が設定されません。

【特許出願時】

非課税対象額(出願料) = 14,000円(A)

課税対象額(手数料) = 200,000円(B)

* A,Bについては特許権取得のための費用(法人用)2頁をご参照ください。

$$\begin{aligned} \text{ご請求額} &= 14,000\text{円} + 200,000\text{円} \times (1 + 0.1) - 200,000\text{円} \times 0.1021 \\ &= \underline{213,580\text{円}} \quad \textcircled{1} \end{aligned}$$

【審査請求時】

非課税対象額(審査請求料) = 138,000円(A) + 4,000円(B) × 3 = 150,000円

課税対象額(手数料) = 7,000円(C)

* A～Cについては特許権取得のための費用(法人用)3頁をご参照ください。

$$\begin{aligned} \text{ご請求額} &= 150,000\text{円} + 7,000\text{円} \times (1 + 0.1) - 7,000\text{円} \times 0.1021 \\ &= \underline{156,986\text{円}} \quad \textcircled{2} \end{aligned}$$

【中間処理時】(意見書及び手続補正書を提出)

課税対象額(手数料) = 120,000円(B)

* Bについては特許権取得のための費用(法人用)4頁をご参照ください。

$$\begin{aligned} \text{ご請求額} &= 120,000\text{円} \times (1 + 0.1) - 120,000\text{円} \times 0.1021 \\ &= \underline{119,748\text{円}} \quad \textcircled{3} \end{aligned}$$

【特許料納付時】

非課税対象額(特許料) = {4,300円(A) + 300円(B) × 3} × 3 = 15,600円

課税対象額(成功謝金 + 手数料) = 50,000円(J) + 7,000円(K) = 57,000円

* A～Kについては特許権取得のための費用(法人用)9頁をご参照ください。

$$\begin{aligned} \text{ご請求額} &= 15,600\text{円} + 57,000\text{円} \times (1 + 0.1) - 57,000\text{円} \times 0.1021 \\ &= \underline{72,481\text{円}} \quad \textcircled{4} \end{aligned}$$

トータルのご請求額: ① + ② + ③ + ④ = 562,795円

特許権取得のための費用(法人用)

【特許出願時】

特許庁に提出する書類は、願書、特許請求の範囲、明細書、要約書又は図面です。

	請求項目	単価	備考
A	出願料	14,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
B	書類作成・提出手数料	200,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。

書類作成・提出手数料は、特許請求の範囲の請求項の数、明細書の枚数及び図面の枚数にかかわらず、一律です。ただし、極めて複雑な発明で書類作成に手間ひまがかかる場合は特別手数料(10,000円～50,000円)をご請求いたす場合があります。また、受任日から出願日までの日数が3～5営業日以内の場合、特急出願割増料として10,000円～50,000円いただきます。

具体例:

特別手数料をご請求しない場合

非課税対象額A=14,000円

課税対象額B=200,000円

差引ご請求額=A+B×(1+消費税率(0.1))-B×合計税率(0.1021)=213,580円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額:213,580円

平成25年1月1日から源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税も併せて徴収し、その復興特別所得税を源泉所得税と合わせて国に納付しなければならなくなりました。課税対象額に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を計算した金額が源泉所得税となります。

特許権取得のための費用(法人用)

【出願審査請求時】(特許出願と同時又は特許出願から3年以内)

特許庁に提出する書類は、出願審査請求書です。

		請求項目	単価	備考
D	A	出願審査請求料	基本料	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額	
C		書類作成・提出手数料	7,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。

具体例:

請求項が3項の場合

$$\text{非課税対象額} D = A + B \times 3 = 150,000 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} C = 7,000 \text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = D + C \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - C \times \text{合計税率}(0.1021) = 156,986 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 156,986円

なお、**一定の中小企業***の場合、出願審査請求料が減免される制度があります。

一定の中小企業とは、例えば、製造業ならば資本金が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること等の要件に該当する法人をいいます。

早期審査をご希望の場合、特許庁に提出する早期審査の事情説明書の作成・提出手数料は、7,000円(税別)です。

特許権取得のための費用(法人用)

【中間処理1】(審査官の審査結果である拒絶理由通知がされてから60日以内)

特許庁に提出する書類は、意見書、手続補正書のいずれか又は両方です。

		請求項目	単価	備考
A	出願審査請求料	補正により増加した請求項の1項当たりの額	4,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
D	B	書類作成・提出手数料	120,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	C	審査官との面接審査手数料	24,500円	

具体例1:

補正により請求項が増加せず、意見書、手続補正書を提出するが、面接審査は行わない場合(AとCは含まれません。)

課税対象金額 $D=B=120,000$ 円

差引ご請求額 $=D \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - D \times \text{合計税率}(0.1021) = 119,748$ 円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 119,748円

具体例2:

補正により請求項が2項増加し、意見書、手続補正書を提出するが、面接審査は行わない場合(Cは含まれません。)

非課税対象額 $A=4,000$ 円 $\times 2=8,000$ 円

課税対象額 $D=B=120,000$ 円

差引ご請求額 $=A + D \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - D \times \text{合計税率}(0.1021) = 127,748$ 円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 127,748円

具体例3:

補正により請求項は増加せず、意見書、手続補正書を提出し、面接審査も行う場合(Aは含まれません。)

課税対象額 $D=B+C=144,500$ 円

差引ご請求額 $=D \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - D \times \text{合計税率}(0.1021) = 144,197$ 円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 144,197円

なお、**一定の中小企業***の場合、補正により追加した請求項の1項当たりの出願審査請求料が減免される制度があります。

一定の中小企業とは、例えば、製造業ならば資本金が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること等の要件に該当する法人をいいます。

特許権取得のための費用(法人用)

【中間処理2】(審査官の最終審査結果である拒絶査定がされてから3月以内)

特許庁に提出する書類は、拒絶査定不服審判請求書又は、拒絶査定不服審判請求書及び手続補正書です。

		請求項目	単価	備考
E	A	基本料	49,500円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額	5,500円	
F	C	書類作成・提出手数料	150,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	D	審判官との面接審査手数料	24,500円	

具体例:

請求項が3項であり、手続補正書の提出とともに拒絶査定不服審判請求をした場合

非課税対象額 $E = A + B \times 3 = 66,000$ 円

課税対象額 $F = C = 150,000$ 円

(補正により請求項が増加せず、面接審査も行わないことを想定していますので、DはFに含まれていません。)

差引ご請求額 $= E + F \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - F \times \text{合計税率}(0.1021) = 215,685$ 円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 215,685円

なお、拒絶査定不服審判請求後に、審判官より拒絶理由通知がされた場合には、上記【中間処理1】の手続と同様の手続となります。

特許権取得のための費用(法人用)

【先の出願に基づく国内優先権主張出願】(出願後、原則1年以内)

特許庁に提出する書類は、願書、特許請求の範囲、明細書、要約書、図面又は出願審査請求書です。

		請求項目		単価	備考
G	A	出願料	基本料	14,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	出願審査請求料	基本料	138,000円	
	C		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額	4,000円	
H	D	書類作成・提出手数料(弊所での国内出願を基礎として優先権を主張する場合)		80,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	E	書類作成・提出手数料(他の事務所又は自社での国内出願を基礎として優先権を主張する場合)		200,000円	
	F	出願審査請求書作成・提出手数料		7,000円	

上記書類作成・提出手数料D及びEは、先の出願が1件で実施例や図面を追加する分量が少ない場合ですが、先の出願が1件でも実施例や図面を大幅に追加する場合や複数件の先の出願をまとめる場合には、特別手数料として、資料の多寡及び手間ひまに応じて、20,000円～80,000円必要です。

具体例:

弊所での1件の国内出願を基礎として優先権を主張し、特別手数料がなく、請求項が3項、さらに出願審査請求をしない場合

非課税対象額G=A=14,000円

課税対象額H=D=80,000円

差引ご請求額=G+H×(1+消費税率(0.1))-H×合計税率(0.1021)=93,832円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額:93,832円

なお、一定の中小企業*の場合、出願審査請求料が減免される制度があります。

一定の中小企業とは、例えば、製造業ならば資本金が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること等の要件に該当する法人をいいます。

早期審査をご希望の場合、特許庁に提出する早期審査の事情説明書の作成・提出手数料は、7,000円(税別)です。

出願審査請求後の手続及び費用については、【中間処理1】及び【中間処理2】をご覧ください。

特許権取得のための費用(法人用)

【実用新案登録出願への出願変更】

特許庁に提出する書類は、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書、要約書及び図面です。

		請求項目	単価	備考
E	A	出願料	14,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	第1年～第3年分登録料/年	基本料 2,100円	
	C	実用新案登録請求の範囲の1項当たりの額	100円	
D		書類作成・提出手数料	50,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。

実用新案登録出願では、出願時に第1年～第3年分の登録料を一時に納付しないと、出願が受け付けてもらえません。

具体例:

請求項が3項の場合

$$\text{非課税対象額} E = A + (B + C \times 3) \times 3 = 21,200 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} D = 50,000 \text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = E + D \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - E \times \text{合計税率}(0.1021) = 71,095 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 71,095円

注意: 書類作成・提出手数料Dは、弊所で出願した特許出願を実用新案登録出願に変更する場合の料金です。他の事務所又は自社で出願した特許出願を実用新案登録出願へ変更する場合の書類作成・提出手数料は、2頁【特許出願時】の書類作成・提出手数料Bと同じになります。

出願後の手続及び費用については、実用新案権取得のための費用(法人用)をご覧ください。

特許権取得のための費用(法人用)

【分割出願】

特許庁に提出する書類は、願書、特許請求の範囲、明細書、要約書、図面、上申書又は出願審査請求書です。

		請求項目	単価	備考
G	A	出願料	基本料 14,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	出願審査請求料	基本料 138,000円	
	C		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額 4,000円	
H	D	書類作成・提出手数料	50,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	E	上申書作成手数料	50,000円	
	F	出願審査請求書作成・提出手数料	7,000円	

分割出願の出願審査請求期限は、元の出願の出願日から3年以内又は分割出願の出願日から30日以内のいずれか遅い日までとなります。したがって通常は、分割出願と同日に当該分割出願の出願審査請求を行います。

具体例：

請求項が1項で出願審査請求も合わせてする場合

非課税対象額 $G = A + B + C = 156,000$ 円

課税対象額 $H = D + E + F = 107,000$ 円

差引ご請求額 $= G + H \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - H \times \text{合計税率}(0.1021) = 262,776$ 円
合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額：262,776円

注意： 書類作成・提出手数料Dは、弊所で出願した特許出願を分割する場合の料金です。他の事務所又は自社で出願した特許出願を分割出願する場合の書類作成・提出手数料は、2頁【特許出願時】の書類作成・提出手数料Bと同じになります。

特許権取得のための費用(法人用)

【特許料納付時】(特許査定又は特許審決から30日以内若しくは前年以前)

特許庁に提出する書類は、特許料納付書です。

		請求項目	単価	備考
L	A	第1年～第3年分特許料／年	基本料 4,300円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額 300円	
	C	第4年～第6年分特許料／年	基本料 10,300円	
	D		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額 800円	
	E	第7年～第9年分特許料／年	基本料 24,800円	
	F		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額 1,900円	
	G	第10年～第25年分特許料／年	基本料 59,400円	
	H		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額 4,600円	
M	J	成功謝金	50,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	K	納付手数料及び期限管理料	7,000円	

具体例：

請求項が3項であり、特許権の設定登録を受けるために特許査定又は特許審決から30日以内に第1年～第3年分の特許料を一時に納付する場合

$$\text{非課税対象額}L = (A + B \times 3) \times 3 = 15,600\text{円}$$

$$\text{課税対象額}M = J + K = 57,000\text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = L + M \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - M \times \text{合計税率}(0.1021) = 72,481\text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額：72,481円

なお、**一定の中小企業***及び所得の少ない個人事業主等の場合、第1年分から第10年分の特許料が減免される制度があります。

一定の中小企業とは、例えば、製造業ならば資本金が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること等の要件に該当する法人をいいます。